

令和6年6月定例会会議録

令和6年豊郷町議会6月定例会は、令和6年6月21日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長            中 山 圭 史  
教 育 次 長                西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長            森 本 智 宏  
書                                記                喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

- 議第41号      令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）  
                  《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第42号      令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第43号      令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第44号      令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
                  《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第45号      令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）  
                  《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第46号      令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）  
                  《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 発議第4号      「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書案  
                  委員会の閉会中の継続調査申し出について  
                  （議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）（文教民生常任委員会）  
                  （予算決算常任委員会）（議会広報常任委員会）

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間が早いですが、これより第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

傍聴の方につきましては、静かに傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、鈴木勉市君。11番、河合勇君を指名いたします。

日程第2、諸般の報告を行います。去る6月6日付で鈴木勉市議員から議会広報常任委員会委員長職を辞したいとの届出が提出され、同日開催の議会広報常任委員会において、豊郷町議会委員会条例第12条第1項の規定に基づき許可されたことから、同条例第8条第2項の規定に基づく互選の結果、議会広報常任委員会委員長は、本田清春君を決しました。

以上報告をいたします。よろしくお願いいたします。

これで諸般の報告は終わります。

日程第3、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第8、議第46号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤予算決算

常任委員長

村岸議長

議長。

西澤委員長。

西澤予算決算

常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）の報告をいたします。予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第41号令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）について、去る6月10日に、委員全員出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議についてですけど、総務課では、一般管理費の職員手当について、企画振興課では、総務費県委託金の全国家計構造調査委託金における委託先と調査内容について、地域づくり推進事業費の郷土芸能文化伝承事業補助金について、医療保険課では、民生費国庫負担金の保険基盤安定保険支援分負担金の減額について、国民健康保険費の繰出金における財政安定化支援分の減額について、産業振興課では、農林水産業費県補助金の集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金について、上下水道課では、水道事業費の繰出金における他の経費についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

以上です。

村岸議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、中島政幸文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長

議長。

村岸議長

中島委員長。

中島文教民生

常任委員長

改めて皆さん、おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第42号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第43号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ならびに議第44号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、去る6月12日、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第42号の審議では、町の減免規定で適用されている世帯は何件あるのか。賦課徴収税のシステム開発委託料について、保険給付費等交付金における普通交付金の増額について、国民健康保険運用基金繰入金の減額についてなどの質疑がなされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

議第43号の審議では、賦課徴収税における通信運搬費の増額についての質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

議第44号の審議では質疑討論ともなく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

**村岸議長**

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、前田広幸総務産業建設常任委員会委員長。

**前田総務産業**

**建設常任委員長**

議長。

**村岸議長**

前田委員長。

**前田総務産業**

**建設常任委員長**

総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第45号豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)及び議第46号豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)について、去る6月11日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第45号の審議において、営業費用では給与費明細書と給与との予算額は同額だが、手当と法定福利費をそれぞれ見比べると同額にならないが、その理由について。また、減価償却費では、構築物減価償却費、機械及び装置減価償却費、工具器具及び備品減価償却費の主なものを具体的に言うと、どのようなものがあるのか。資本的収入及び支出では企業債が減額となり、北部浄水場新設井戸詳細設計が減額となっている。これは事業が必要なくなったのか。事業費の財源が収入と支出で同額にならない理由について、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

次に、議第46号の審議では、営業費用のうち総係費は、水道事業と同様の処

理方法かを確認し、また、償却費について、構築物減価償却費、機械及び装置減価償却費、工具器具及び備品減価償却費それぞれ主なものは何かについて、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

村岸議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第41号豊郷町一般会計補正予算(第2号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

河合議員 議長、よろしいか。

村岸議長 はい。

河合議員 私、文教委員会をちょっと病気のために欠席したんやけど、ちょっと審議内容が分からないので棄権してよろしいですか。

村岸議長 はい、結構です。

河合議員 続けてください。

村岸議長 次は42号ですので、文教ですね。

河合議員 文教のときだけ、ちょっと棄権させていただいて。

村岸議長 はい。

それでは、議第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第42号令和6年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第43号令和6年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第44号令和6年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

村岸議長 起立多数であります。よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第45号令和6年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第46号令和6年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、発議第4号「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

本田議員 議長。

村岸議長 本田議員。

本田議員 おはようございます。

本案、地方自治法の一部を改正する法律ですが、6月17日に自民、公明、維新、国民の強行によりまして成立いたしましたので、一部文案を変えて、意見書の採択を求めたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律の撤回を求める意見書。今国会の。

村岸議長 本田議員。急にそれだけを変えてもらうことはできませんので。

本田議員 原文案で読ませてもらいます。

「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書。

現在、国会で審議中の地方自治法の一部を改正する法律案は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国の地方自治体に対して発動できる指揮権を新たに導入しようとしています。

日本国憲法は、戦前の中央集権的な体制の下で、自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省から、独立の章を設けて、地方自治を明記し、自立した地方自治体と住民の政治参加の権利を保障しました。

ところが、歴代自民党政府は、自治体の権限や財源を抑制し、1992年の地方分権一括法では、地方分権を掲げながら議会委任事務を廃止し、法定受託事務として国の指示、代執行などの強力な関与を導入してきました。

今回、創設されようとしている政府の指揮権は、法定受託事務ばかりか自治事務にまで国が自治体に指示できる仕組みを設けるものです。災害やコロナを例示していますが、重大な事態の範囲は極めて曖昧で、時の政府の勝手な判断となる懸念が指摘されています。憲法が保障する地方自治を踏みにじり、地方自治体を国に従属させる関係に変えるものであると言わざるを得ません。

今でさえ、各種の事業、補助制度、地方への予算の配分は、ほとんどが政府の手に握られているといっても過言ではありません。いわゆる3割自治と呼ばれる所以です。

全国知事会は3月1日付で国の地方自治体に対する補充的な指示については、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれがあると表明しました。沖縄では、玉城デニー県知事が、公有水面埋立法に基づき、沖縄防衛局が提出した設計変更申請を不承認としたのに対し、自治の権利を剥奪し、代執行まで踏み切り、民意も地方自治も無視し、名護市辺野古への米軍新基地建設を強行しています。政府は想定外の事態に対応するためと言いますが、新型コロナ対応では、全国の学校の一斉休校など、国の一律の指示が現場に混乱を持ち込みました。能登半島地震の発災から5か月、依然として上水道は通らず、NHKさえ映らない地域があると聞きます。待たれているのは、頭ごなしの国の指示ではなく、被災自治体の要望に応えることです。国に求められていることをやらず、災害やコロナに乗じて地方自治破壊の仕組みを導入するなど、断じて容認できません。

よって、豊郷町議会は、地方自治法の一部を改正する法律案の廃案を求めます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月21日、滋賀県犬上郡豊郷町議会。

以上です。

**村岸議長** これより、発議第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**議員** なし。

**村岸議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第4号の討論を行います。討論はありますか。

**今村議員** はい、賛成討論。

**村岸議長** 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論を許します。

**今村議員** はい、12番。

**村岸議長** 今村恵美子君。

**今村議員** それでは、発議第4号地方自治法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書案について、賛成討論を行います。

先ほど、提案者がおっしゃいましたが、当議会におきましては、議会運営委員会が17日に行われ、国会の参議院では19日にこの改正法律案が、自民、公明、国民などの賛成多数で可決成立をいたしました。しかし、この改正法律案は非常

に問題が多い法律案でした。日本国憲法は戦前の中央集権的な体制の下、自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされた反省から、自立した地方自治体を明記し、自治体と国の関係を対等平等な関係と位置づけました。この間、歴代、自民党政権は、自治体を国に従属させ、憲法が保障する地方自治を破壊する方向での法改正を進めてきています。今回の非常時における自治体に対する国の指示権を拡大する改正地方自治法では、①国による指示権の乱用、②国による拡大解釈に対する懸念を払拭する法改正にはなっていません。政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と閣議決定をすれば、国会承認なしで地方自治体に指示を出せるもので、この非常事態の定義が曖昧、また、自治体現場とのニーズの擦れ違い、また乱用のおそれ、国会は事後報告だけという、憲法に保障する地方自治の本旨、また、国民主権、基本的人権にも反するものと言えます。

国が正しいとは限らないというのは、これまでも地方自治体から懸念の声が繰り返し出されています。2016年熊本地震の際、国が屋外避難していた避難者に屋内避難の指示を出しましたが、熊本県益城町では、国の指示をはねつけ、結果、後に起こった避難所の天井崩落から多くの町民の命を救いました。また、新型コロナでも全国一斉休校やアベノマスクなど、非常時における国の判断の危うさを示しました。要は、国と自治体の十分な意思疎通が大事だということです。

よって、この改正地方自治法は多くの問題が含まれており、今日の意見書採択においては、表題と最後の文言を変えまして、地方自治法の一部を改正する法律を撤回を求める意見書として、当豊郷町議会から国の関係機関に、これを送付していただくことを求めるものです。

議員諸氏の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

村岸議長

ほかに討論はありませんか。

議員

なし。

村岸議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

発議第4号「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書案を採決いたします。

発議第4号「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書案を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議員

(起立、少数)

村岸議長

起立少数であります。よって、発議第4号は否決されました。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、

会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木、ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算ならびに委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出をされました全議案を議了いたします。

本日の会議を閉じます。これにて令和6年6月第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前9時26分 閉会)